

第2号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

平成29年 4 月 1 7 日

群馬県教育委員会
教育長 笠原 寛

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

平成28年人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

ア 勤勉手当

(ア) 育児休業や介護時間等の取得により、勤務しなかった期間がある場合であっても、勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるよう改正する。

(イ) 平成29年6月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。

イ へき地手当

廃校に伴う「へき地学校級別指定区分表」の改正

(2) 平成18年改正規則の一部改正

経過措置として規定している勤勉手当の成績率の上限の改正

3. 施行期日

平成29年4月1日（ただし、その他文言修正は公布日）

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第十四条の三中「該当した」を「該当し給料を減額される」に改め、同条第二条中「第十六条又は第十六条の二に規定する介護休暇又は子育て部分休暇の承認を受け勤務しなかつた」を「第十六条第三項(勤務時間条例第十六条の二第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により給与額を減額された」に改める。

第四十四条の五第二項第二条中「育児休業職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である学校職員を除く。)」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百十二以上百分の百八十」を「百分の百五以上百分の百七十」に改め、同項第二号中「百分の九十九・五以上百分の百十二」を「百分の九十三・五以上百分の百五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の八十二」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十四・五」を「百分の四十二」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十一」を「百分の三十八・五」に改める。第五十条第二項を削る。

別表第三中

所在地	学校等	級別
前橋市富士見町赤城山三三	前橋市立白川小学校赤城山分校	三級
前橋市富士見町赤城山三三	前橋市立富士見中学校赤城山分校	級別

を

に改める。

〔 (群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正) 〕

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の百八十」を「百分の百七十」に改める。

附則第五項中「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第七条第三項及び第五十条第二項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

として在職した期間

三～九 (略)

十 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認又は勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて

勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十二 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

十三 公益的法人等派遣後職務に復帰した学校職員の派遣先団体における前各号に掲げる期間に相当する期間

(勤勉手当の成績率)

第四十四条の七 再任用学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百五以上百分の百七十 以下

二 勤務成績が優秀な学校職員 百分の九十三・五以上百分の百五 未満

三 勤務成績が良好な学校職員 百分の八十二

四 勤務成績が良好でない学校職員 百分の八十二 未満

2及び3 (略)

第四十四条の七の二 再任用学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員

として在職した期間

三～九 (略)

(新設)

十 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認又は勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が九十日 を超える場合には、その勤務しなかつた期間

十一 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

十二 公益的法人等派遣後職務に復帰した学校職員の派遣先団体における前各号に掲げる期間に相当する期間

(勤勉手当の成績率)

第四十四条の七 再任用学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百十二以上百分の百八十 以下

二 勤務成績が優秀な学校職員 百分の九十九・五以上百分の百十二 未満

三 勤務成績が良好な学校職員 百分の八十七

四 勤務成績が良好でない学校職員 百分の八十七 未満

2及び3 (略)

第四十四条の七の二 再任用学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員

が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀な学校職員 百分の四十二 以上
- 二 勤務成績が良好な学校職員 百分の三十八・五
- 三 勤務成績が良好でない学校職員 百分の三十八・五未満

2 (略)

(産業教育手当の支給額)

第五十条 (略)

(削る)

別表第三 (第三十六条の三関係)

へき地学校級別指定区分表

所在地	学校等	級別区分
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
多野郡上野村大字新羽三二 多野郡上野村大字榎原一一三 多野郡上野村大字勝山甲一三一 多野郡神流町大字神ヶ原四二二	上野村立上野小学校 上野村立上野中学校 上野村学校給食センター 神流町立中里中学校	二級
沼田市利根町多那七三二 沼田市利根町多那七三二 多野郡神流町大字万場八四の二 多野郡神流町大字万場甲八四の二 吾妻郡中之条町大字小雨五九九	沼田市立多那小学校 沼田市立多那中学校 神流町立万場小学校 神流町学校給食共同調理場 中之条町立六合小学校	一級

が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

- 一 勤務成績が優秀な学校職員 百分の四十四・五以上
- 二 勤務成績が良好な学校職員 百分の四十一
- 三 勤務成績が良好でない学校職員 百分の四十一 未満

2 (略)

(産業教育手当の支給額)

第五十条 (略)

2 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料を支給される学校職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

表第三 (第三十六条の三関係)

へき地学校級別指定区分表

所在地	学校等	級別区分
<u>前橋市富士見町赤城山三三</u> <u>前橋市富士見町赤城山三三</u>	<u>前橋市立白川小学校赤城山分校</u> <u>前橋市立富士見中学校赤城山分校</u>	<u>三級</u>
多野郡上野村大字新羽三二 多野郡上野村大字榎原一一三 多野郡上野村大字勝山甲一三一 多野郡神流町大字神ヶ原四二二	上野村立上野小学校 上野村立上野中学校 上野村学校給食センター 神流町立中里中学校	二級
沼田市利根町多那七三二 沼田市利根町多那七三二 多野郡神流町大字万場八四の二 多野郡神流町大字万場甲八四の二 吾妻郡中之条町大字小雨五九九	沼田市立多那小学校 沼田市立多那中学校 神流町立万場小学校 神流町学校給食共同調理場 中之条町立六合小学校	一級

のー 吾妻郡中之条町大字生須五四三 のー 吾妻郡中之条町大字小雨五八四 吾妻郡長野原町大字北軽井沢一 九二四 吾妻郡長野原町大字応桑一五四 三の三一〇 吾妻郡東吾妻町大字本宿四〇一 のー 利根郡みなかみ町藤原三四九一 利根郡みなかみ町藤原三四九一	中之条町立六合中学校 中之条町立六合学校給食 センター 長野原町立北軽井沢小学 校 長野原町立西中学校 東吾妻町立坂上小学校 みなかみ町立藤原小学校 みなかみ町立藤原中学校		のー 吾妻郡中之条町大字生須五四三 のー 吾妻郡中之条町大字小雨五八四 吾妻郡長野原町大字北軽井沢一 九二四 吾妻郡長野原町大字応桑一五四 三の三一〇 吾妻郡東吾妻町大字本宿四〇一 のー 利根郡みなかみ町藤原三四九一 利根郡みなかみ町藤原三四九一	中之条町立六合中学校 中之条町立六合学校給食 センター 長野原町立北軽井沢小学 校 長野原町立西中学校 東吾妻町立坂上小学校 みなかみ町立藤原小学校 みなかみ町立藤原中学校	
--	--	--	--	--	--

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年群馬県教育委員会規則第25号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百七十</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の八十</u> の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百八十</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の八十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6 （略）</p>